

## ●香川県告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 1 施行者の名称

観音寺市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

昭和47年香川県告示第629号 観音寺都市計画下水道事業 観音寺公共下水道

### 3 事業施行期間

昭和47年10月24日から平成23年3月31日まで

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

昭和47年香川県告示第629号、昭和49年香川県告示第117号、昭和50年香川県告示第606号、昭和57年香川県告示第231号、平成3年香川県告示第722号、平成10年香川県告示第170号、平成10年香川県告示第525号及び平成16年香川県告示第84号の事業地の全てを削除し、観音寺市観音寺町字見卓、字内新田、字下津及び字福留の各一部の区域を加える。

#### (2) 使用の部分

観音寺市観音寺町字加茂、字州ノ内、字内新田、字下柳、字松原、字白浜、字上松、字茂木、字森ノ木、字松尾、字笠松、字古川、字国芳、字福留、字三本松、字下津、字南下津、字大開、字下井、字上新開、字加儀田、字綿蒔、字赤泉、字三反田及び字見卓、村黒町字西屋敷並びに柞田町字広野、字三ッ塚、字清水、字間方及び字川添の全部並びに観音寺町字堂免及び字乙丸、村黒町字久保畑、字小原、字前川及び字平田並びに柞田町字下出及び字二十の一部